

平成十二年政令第二百九十五号

原子力災害対策特別措置法施行令

内閣は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)第二条第三号、第七条第二项、第十一条、第十五条第一項、第三十一条、第三十三条及び第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(原子力事業者から除かれる者の指定)

第一条 原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法(以下「法」という)第二条第三号イからトまでに掲げる者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者について、同号の規定による指定(以下この条において単に「指定」という)をすることができる。ただし、その者が原子炉の運転等のための施設を使用しない期間内に当該施設において原子力災害が発生する蓋然性に鑑み指定をすることが適当でないときは、この限りでない。

二 原子炉の運転等のための施設を一年以上使用せず、かつ、引き続き三年以上使用する予定がないとき。

二 加工設備、原子炉、使用済燃料貯蔵設備、再処理設備若しくは廃棄物管理設備の本体又は使用施設の本体の解体を終えているとき。

三 指定には、条件を付することができる。この場合において、当該条件は、指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、指定を受ける者に不当な義務を課すこととなるべきものでなければならない。

四 原子力規制委員会は、指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

一 第一項ただし書に規定する場合に該当するに至ったとき。

二 原子炉の運転等のための施設の使用を六月以内に再開する予定があるとき。

三 前項の条件に違反したとき。

五 指定又は前項の規定による指定の取消しは、官報に告示してするものとする。

(原子力事業者防災業務計画の協議)

第二条 法第七条第二項の規定による協議は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正し

ようとする日の六十日前までに、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に原子力事業者防災業務計画の案を提出して行うものとする。この場合において、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成し、又是修正しようとする日を明らかにするものとする。

(原子力事業者防災業務計画を作成するものとす

る。所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事は、法第七条第二項の規定による意見の聴取を行ふため、相当の期限を定めて、前項の規定により提出を受けた原子力事業者防災業務計画の案の写しを関係周辺市町村長に送付するものとする。

(関係周辺都道府県知事の要件)

第二条の一 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域の全部又は一部が当該原子力事業所(発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第五百六十六号)第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下この条において同じ。)が設置されているものに限る。)の周囲三十キロメートルの区域内にある都道府県(当該原子力事業所に設置されている全ての発電用原子炉が同法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであることその他の事情を勘案し、当該都道府県の当該区域において当該原子力事業所に係る原子力災害が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定したものと除く。)であつて、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。)が作成されているものであることとする。

(関係周辺市町村長の要件)

第三条 法第七条第二項後段の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 当該市町村の区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)第二条第十号ロ又はハに掲げるものを除く。)が作成されていること。

二 前号に掲げるもののほか、当該原子力事業所の区域との距離その他の事情を勘案し、当該市町村の区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害の発生又は拡大の防止を図ること。

三 前号に掲げるもののほか、当該原子力事業所の区域に再開する予定があるとき。

四 原子炉の運転等のための施設の使用を六月以内に再開する予定があるとき。

五 指定又は前項の規定による指定の取消しは、官報に告示してするものとする。

掲げるものを除く。)の的確かつ円滑な実施を推進するため当該市町村の協力が必要であると所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事が認めること。

(通報すべき事象)

法第十一条第一項の規定による放射線量の検出は、法第十二条第一項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間(三分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し一時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上ものとなつているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかつものとみなす。

二 法第十一条第一項の規定による放射線量の検出は、法第十二条第一項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第一項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一時間当たりマイクロシーベルト以上であるときは、法第十一条第一項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。

三 法第十一条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 第一項に規定する基準以上の放射線量が第一項又は前項の定めるところにより検出されたこと。

二 当該原子力事業所における原子炉の運転等に類する場所において、当該原子力事業所の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第一項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定められたこと。

四 法第十一条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 第一項に規定する基準以上の放射線量が第一項又は前項の定めるところにより検出されたこと。

二 当該原子力事業所における原子炉の運転等に類する場所において、当該原子力事業所の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第一項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定められたこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第六条第四項

(職員の派遣の要請手続)

第五条 法第十一条第二項の規定による職員の派遣の要請は、派遣を要請する事由その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

二 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(原子力緊急事態)

第六条 法第十五条第一項第一号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて法第十一条第一

た管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

イ 一時間当たり五十マイクロシーベルト以上

の放射線量

ロ 当該場所におけるその放射能水準が一時

間当たり五百マイクロシーベルトの放射線量

に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質

規制に関する法律第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第六条第四項第四号において同じ。)の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則(事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令)で定めるもの

六 前各号に掲げるもののほか、第六条第四項

(職員の派遣の要請手続)

の要請は、派遣を要請する事由その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によるこ

とができる。

二 前項ただし書の場合においては、事後におい

て速やかに文書を提出するものとする。

(原子力緊急事態)

第六条 法第十五条第一項第一号の政令で定める

放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係

周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設

置した放射線測定設備であつて法第十一条第一





（施行期日）  
**第一条**

この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

**附 則**（令和三年五月一〇日政令第一五  
三号）抄

（施行期日）

**1** この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。  
**附 則**（令和五年五月一七日政令第一八  
〇号）

この政令は、令和五年九月一日から施行する。